

取り扱い職種範囲の明示

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示します。事業についてご不明点がございましたら、担当までお問い合わせください。

記

求人者・求職者の皆さまへ

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の全事業所で取り扱う職種の範囲：全職種

取り扱い地域の範囲：国内全域

手数料に関する事項

求職者の皆さまから、手数料は一切頂きません。当社の職業紹介の報酬は以下の通り、求人者および関係雇用主より申し受けます。

【届出制手数料にかかる手数料表】

※以下手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※関係雇用主とは、求職者の再就職を援助しようとする当該求職者の雇用主または雇用主であった者としてします。

サービスの種類及び内容	手数料の額(上限)	負担者
求人を受け付けるときの事務費用	1,000円	求人者
求人受領後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後一年間で支払われる賃金の 50% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用契約が一年を超える場合は最大一年間分)一年間で支払われる賃金の 50%	求人者
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後一年間で支払われる賃金の 50% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用契約が一年を超える場合は最大一年間分)一年間で支払われる賃金の 50%	求人者

特定の条件による特別の求職者の開拓 やそのための調査・探索	着手金：1,000 万円 活動一日当たり：100 万円 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後一年間で支払われる賃金の 50% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用契約が一年を超える場合は 最大一年間分)一年間で支払われる賃金の 50%	求人者
就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	着手金：1,000 万円 相談・助言終了時：500 万円 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後一年間で支払われる賃金の 50% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用契約が一年を超える場合は 最大一年間分)一年間で支払われる賃金の 50%	関係雇用 主

返戻金制度
求職者が入社後、自己都合による退職もしくは求職者の責による解雇となった場合、求人者より受領した報酬の一部を返金する制度です。 1. 入社日から1箇月以内に雇用契約が終了した場合：報酬の80% 2. 入社日から1箇月超3箇月以内に雇用契約が終了した場合：報酬の50% 3. 入社日から3箇月超6箇月以内に雇用契約が終了した場合：報酬の10%

お問い合わせ先

■株式会社 mog

許可番号：13-I-310888

〒151-0064 東京都渋谷区上原一丁目3番9号

Email：mogofficial@mog-career.co.jp(代表メールアドレス)

以上